

パート収入と税金について



パートで働いている方にとって、パートの年間収入がいくらまでなら税金がかからないのか、また、配偶者が受けられる所得控除はどうなるのかは、大変気になるところです。

ここでは、夫婦のいずれかが市・県民税を納めている配偶者の場合について説明します。

配偶者ご自身への課税は？

ご自身に扶養する親族がおらず、年間の給与収入(※)が**96万5千円以下**のときは、市・県民税は課税されません。市・県民税の基礎控除(43万円)のみで課税計算した場合、96万5千円を超えると市・県民税(均等割)が課税されます。

また、年間の給与収入が**103万円以下**のときは、所得税は課税されません。

※勤務先が複数の場合は、すべての給与収入を合計してください。

納税する方が受けられる控除は？

配偶者の合計所得金額が**48万円以下**(配偶者の年間の給与収入が103万円以下)のときは、納税する方は「配偶者控除」の適用が受けられます。

また、配偶者の合計所得金額が**48万円を超え133万円以下**(配偶者の年間の給与収入が103万円を超え201万6千円未満)のときは、納税する方は「配偶者特別控除」の適用が受けられます。この場合、配偶者の年間収入が多いほど、納税する方の所得から控除される額が少なくなるしくみが設けられています。

なお、納税する方の合計所得金額が**1,000万円を超える**場合、「配偶者控除」「配偶者特別控除」の適用はありません。

パート収入と税金の関係

納税する方の合計所得金額が**1,000万円以下**の場合における配偶者のパート収入と税金の関係は、次の表のとおりです。

配偶者のパートの年間の給与収入	配偶者自身の税金		納税する方に適用される控除
	市・県民税	所得税	
96万5千円以下	かからない	かからない	配偶者控除
96万5千円超103万円以下	かかる	かからない	配偶者特別控除
103万円超201万6千円未満		かかる	適用されない
201万6千円以上			

お問い合わせ

静岡市 市民税課

普通徴収第1係

☎ 221-1041

普通徴収第2係

☎ 221-1542

特別徴収係

☎ 221-1043

清水市税事務所

市民税係

☎ 354-2072~2074

パート収入に対する税額速算表

所得控除が基礎控除（所得税：48万円、市・県民税：43万円）のみである場合の市・県民税額は、次の表のとおりです。

年間の給与収入	市・県民税額		
	所得割	均等割	年税額
0～96万5千円以下	0円	0円	0円
～100万円以下	0円	5,400円 (※3,900円)	5,400円(3,900円)
～103万円以下	2,500円		7,900円(6,400円)
～110万円以下	9,500円	5,400円	14,900円
～115万円以下	14,500円		19,900円
～120万円以下	19,500円		24,900円
～125万円以下	24,500円		29,900円
～130万円以下	29,500円		34,900円

※均等割の納税義務を負う控除対象配偶者については、静岡市税条例により均等割が軽減されます。

配偶者控除・配偶者特別控除の早見表

配偶者の年間の給与収入	納税する方の年間の（給与）収入 ※2							
	～1,095万円		～1,145万円		～1,195万円		1,195万円超	
	市・県民税	所得税	市・県民税	所得税	市・県民税	所得税	市・県民税	所得税
0～103万円以下	33万円	38万円	22万円	26万円	11万円	13万円	配偶者控除・ 配偶者特別控除が 適用されない (※3)	
0～103万円以下(老人※1)	38万円	48万円	26万円	32万円	13万円	16万円		
～150万円以下	33万円	38万円	22万円	26万円	11万円	13万円		
～155万円以下	33万円	36万円	22万円	24万円	11万円	12万円		
～160万円以下	31万円		21万円		11万円			
～166.8万円未満	26万円		18万円		9万円			
～175.2万円未満	21万円		14万円		7万円			
～183.2万円未満	16万円		11万円		6万円			
～190.4万円未満	11万円		8万円		4万円			
～197.2万円未満	6万円		4万円		2万円			
～201万6千円未満	3万円		2万円		1万円			
201万6千円以上	配偶者控除・配偶者特別控除が適用されない							

※1 老人控除対象配偶者は、その年の12月31日現在の年齢が70歳以上の控除対象配偶者が該当します。

※2 所得金額調整控除の適用がある場合は、納税する方の年間の（給与）収入に適用される控除額の値を加えてください。

※3 配偶者の年間の給与収入が103万円以下であるときは「同一生計配偶者」となり、配偶者が障害者に該当する場合、障害者控除の適用を受けることができます。

よくある質問

Q 会社を辞めたのですが、いつから扶養に入れますか（配偶者控除が適用になりますか）？

A 市・県民税は、前年の所得に基づいて計算します。辞めた年の年間の給与収入が103万円以下の場合、配偶者控除が受けられます。なお、雇用保険の失業等給付は非課税所得のため、この年間の給与収入に含まれません。

Q 年間収入が130万円を超えると、扶養に入れなくなる（控除が適用されなくなる）と聞いたのですが？

A 税金の控除（扶養）ではなく、健康保険の扶養と思われるようです。詳しくは、夫婦いずれか扶養する方の勤務先の健康保険組合などにお問い合わせください。

このチラシの内容は、令和5年1月1日現在の法令に基づいているため、今後の法改正により変更となる場合があります。